

TPPを巡る懸念や不安に関するQ&A

(2015年12月24日作成)

Q.1 恩恵を受けるのは大企業だけで、地方の中小企業にはメリットがないのではないのでしょうか。

A. TPP協定には、これまで海外展開を躊躇してきた中堅・中小企業にとってもメリットとなる様々な内容が盛り込まれています。具体的には、地場産品や地域特産品の関税が撤廃・削減されるのに加え、税関手続の迅速化や簡素化、電子商取引、農産品の地理的表示などの知的財産に関するルールの整備などがTPP協定には盛り込まれています。また、TPP税率を適用できるかどうか(「TPP域内の原産品」といえるか否か)について、TPP域内の各国における付加価値・加工工程を足し上げることが可能なルール(いわゆる「完全累積」)が採用されています。これにより、生産工程がTPP域内の複数国にまたがる場合にTPP税率を適用しやすくなるため、付加価値の高い基幹的な製品の生産を日本国内で行うなど、最適な生産配分・立地戦略の実現が促進されます。さらに、TPP協定には、金融機関による海外展開が期待される内容が含まれていますが、日本の金融機関の海外展開が進めば、中堅・中小企業にとっても、海外でのビジネスが行いやすくなります。

政府としても、中堅・中小企業に丁寧な情報提供を行い、関係支援機関が連携した総合的な支援体制を作って、利用を後押ししていきます。

【参考】関連リンク：分野別ファクトシート「中堅・中小企業分野」

Q.2 農林水産業が打撃を受けるのではないのでしょうか。

A. 農林水産分野では、国会決議を後ろ盾にして、ぎりぎりの交渉を行った結果、いわゆる重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)を中心に、関税撤廃の例外に加え、国家貿易制度の維持、関税割当てやセーフガード、関税削減期間の長期化などの措置が確保できました。農林水産物で関税撤廃しない例外品目の割合は、他国では平均して1.5%なのに対して、日本では19%となっています。

また、平成27年11月に「総合的なTPP関連政策大綱」がとりまとめられたところであり、このうち緊急に実施すべきものを具体化する予算を計上した補正予算が平成27年12月に閣議決定されました。今後とも、確実に再生産が可能となるよう、農林漁業者の不安に寄り添い、万全の措置を講じていきます。

【参考】関連リンク：分野別ファクトシート「農林水産分野」、総合的なTPP

P 関連政策大綱、平成 27 年度農林水産関係補正予算の概要

Q.3 海外から大量の食品が輸入され、食の安全や安心が損なわれませんか。残留農薬や食品添加物の基準が緩和されませんか。遺伝子組換え食品等が大量に流入したり、表示制度が変更されたりしませんか。

A. 残留農薬、食品添加物の基準、遺伝子組換え食品等の安全性審査や表示を含め、TPP協定によって日本の食の安全・安心に関する制度変更は行われません。TPP協定による食の安全に関するルールは、日本が既に締結しているWTO協定（世界貿易機関設立協定）の中のSPS協定を踏まえた内容になっており、SPS協定において認められている各国が必要な措置を取る権利・義務を確認しつつ、科学的根拠に基づいて、衛生植物検疫措置をとることが引き続き認められています。また、暫定的な措置を導入したり、科学的に正当な根拠がある場合には、国際基準に基づく措置によって達成されるよりも高いレベルの措置を導入・維持できるというSPS協定が規定する輸入国の権利を確認しています。

【参考】関連リンク：分野別ファクトシート「食品分野（食の安全・安心）」

【参考】関連リンク：SPS章の概要・条文概要

Q.4 遺伝子組換えに関する作業部会が設置され、今後、規制緩和が議論されるのではないのでしょうか。

A. TPP協定で決められている作業部会は、遺伝子組換えに関する情報交換や各国間の協力を行う場であり、各国の制度や基準の変更を求める趣旨のものではなく、その旨が条文上も明記されています。

【参考】関連リンク：分野別ファクトシート「農林水産分野」

【参考】該当条文：内国民待遇及び物品の市場アクセス章 2. 29条

Q.5 日本の漁業補助金が制約を受けるのではないのでしょうか。

A. TPP協定では、濫獲された状態にある漁業資源に悪影響を及ぼす補助金や違法な漁業に交付される補助金などに限って禁止されています。持続的な漁業の発展や震災復興のために必要な我が国の補助金は引き続き交付することができます。

【参考】分野別ファクトシート「農林水産分野」

Q.6 国民皆保険制度に影響はありませんか。混合診療が認められるのでしょうか。

A. 混合診療の全面解禁など医療保険制度に関する変更は行われません。

なお、我が国の公的医療保険はそもそも、金融サービス章の規律の対象にも含まれません。また、公的医療保険制度等の社会事業サービスは、サービス・投資分野において、内国民待遇等の自由化に関する規定の対象から除かれています。

【参考】関連リンク：分野別ファクトシート「医療等分野」

Q.7 医薬品の価格が高騰するのではないのでしょうか。

A. 日本の医薬品の再審査期間（実質上のデータ保護期間）及び保険給付における価格決定プロセスは変更されず、医薬品の価格に影響はありません。

Q.8 外国人労働者が大量に入ってくるのではないのでしょうか。

A. TPP協定には、我が国にいわゆる「単純労働者」の受入れを義務付ける規定はありません。

【参考】関連リンク：分野別ファクトシート「労働分野」

Q.9 弁護士、公認会計士、税理士、医師、看護師などの免許や資格について、外国との相互承認が行われるのでしょうか。

A. TPP協定では、日本の弁護士、公認会計士、税理士等の一定の資格を有する締約国の自然人の入国・滞在を約束していますが、それらの免許・資格の相互承認を認めているわけではありません。また、医師・看護師等の入国・滞在については、我が国は約束しておらず、医師免許等の相互承認も認めていません。

Q.10 ISDS（投資家と国との間の紛争解決）手続が認められたことで、国民皆保険制度、環境規制や食の安全に関する制度などについて、外国から訴えられ、変更せざるを得なくなるのではないのでしょうか。

A. ISDSについては、投資に関して内外無差別（外国企業を自国企業と差別しない）、正当な補償なしに収用しない、投資した企業に十分な保護及び保障を与えるなどの投資章に規定されているルール、投資の許可又は投資に関する合意のいずれかに国が違反し、投資家が損害を受けた場合に、国際仲裁廷に損害賠償を求める訴えを提起するものであり、そもそも制度の変更を求めるものではありません。また、協定の交渉に当たっては、国内法との整合性の観点から必要な留保や例外規定を置いてきているため、日本政府がそうした違反を行うことは考えられません。

また、環境や健康などの正当な目的のために各国が規制を行うことが妨げられないことが明記されているとともに、仲裁廷の権限の範囲外である申立

て等を迅速に却下することを可能にする規定、全ての事案の審理・判断内容等を原則として公開することを義務付ける規定、申立て期間を一定の期間（3年6か月）に制限する規定など、様々な濫訴防止につながる規定も盛り込まれています。

そもそも、ISDSの対象は、投資に関するルール、投資の許可又は投資に関する合意のいずれかに違反した場合に限られているため、食品安全に関するSPS（衛生植物検疫）のルールなど他のTPP協定のルールの違反はISDSの対象とはなりません。

したがって、ISDS手続を通じて、国民皆保険制度、環境規制、食の安全に関する制度などについて、変更を行うことは想定されません。むしろ、ISDSは、日本企業が海外で安心してビジネスを行う上で重要なルールであり、これまで日本が締結した殆どの投資協定やEPA（経済連携協定）の投資章でも盛り込まれているものです。

【参考】濫訴防止の規定の例

- ・ 仲裁廷は、国家の義務違反の有無を判断する段階に至る前に、訴えが仲裁廷の権限の範囲外であるとの被申立国による異議等について決定を行う。
- ・ 全ての事案の審理・判断内容等を原則として公開することを義務付ける。
- ・ 申立て期間を一定の期間（3年6か月）に制限する。

【参考】詳細は外務省作成「TPP協定における投資家と国との間の紛争解決（ISDS）手続の概要」をご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000116050.pdf>

Q.11 ラチェット条項が入ったことで、将来必要な政策が取れないのではないのでしょうか。

A. TPP協定のサービス・投資分野において「留保」とは、内国民待遇等の自由化に関する規律が適用されないことです。このうち、いわゆる「現在留保」した措置については、協定発効後、変更を行う場合には常に現行の内容より後退させない、すなわち自由化の程度をより悪化させないことを約束しており、このような規定は「ラチェット条項」と呼ばれています。

これに対し、政策上、将来にわたって規制を導入又は強化する必要がある分野については、将来とり得る措置を含めて包括的に留保することが認められており（「将来留保」又は「包括的留保」）、ラチェット条項は適用されません。日本は、例えば社会事業サービス（保健、社会保障、社会保険等）、政府財産、公営競技等、放送業、初等及び中等教育、エネルギー産業、領海等における漁業、警備業、土地取引等については、この「将来留保」を行っています。

したがって、日本が政策上必要な規制を行う裁量は確保されています。

むしろ、各国が「現在留保」した措置についてラチェット条項が適用されることで、投資・サービス分野において海外で日本企業が長期的に活動するに際し、想定外の規制強化によって損害を被ることを防ぐ効果があり、ラチェット条項は、ネガティブ・リスト方式（※）を採用している日本の過去のEPA（経済連携協定）でも通常採用されているものです。

※ ネガティブ・リスト方式とは、原則全てのサービス分野を対象とした上で、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス等の義務が適用されない分野を附属書に列挙する方式のことを言います。WTOのサービスの貿易に関する一般協定（GATS）等では、義務の遵守を約束する分野のみを列挙するポジティブ・リスト方式を採用しています。

Q.12 地方公共団体の公共事業に外国企業が参入してくるのですか。地方公共団体の基準額等について、3年後に再交渉され、今後更に開放が進むのでしょうか。

A. TPP協定の政府調達章の我が国の約束内容は、現行の国内の調達制度を変更するものではなく、政令指定都市以外の市町村等、新たな市場を外国企業に開放することを約束するものではありません。そのため、TPP協定により外国企業が現状よりさらに我が国の公共事業に参入しやすくなるわけではありません。

また、TPP協定では、州などの地方政府の調達を開放していない国（アメリカ、メキシコ、マレーシア、ベトナム、ニュージーランド）に対しては、日本の地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）の調達の開放についても約束をしていません。

なお、政府調達については、TPP協定発効後3年以内に適用範囲を拡大するための交渉を開始する規定が設けられています。しかしながら、この規定は、地方政府をTPP協定の政府調達章の適用対象としていない国の適用範囲の拡大を意図して提案したものです。我が国は、TPP交渉参加国の中では政府調達に関して十分な市場開放を達成していることから、我が国が更に適用範囲の拡大を求められる可能性は低いものと考えられます。

【参考】政府調達章の概要、条文の概要（リンク）

【参考】関連リンク：分野別ファクトシートの「国土交通分野」

Q.13 学校給食では地元食材を優先的に使用していますが、これは今後できなくなりますか。

A. TPP協定の発効により、地方公共団体を含め、日本の政府調達に関する制

度が変わることはありません。例えば、TPP協定の政府調達規律の対象は、地方公共団体でも都道府県と政令指定都市に限られますが、これらの地方公共団体に関しても、食料提供サービスの調達に関しては、規律の対象外としています。仮に、地方公共団体がサービスでなく食材自体を購入する場合であっても、一度に調達する食材の金額が一定額（20万SDR：現行の円換算で約2,700万円）以上となるもののみが、TPP協定の規律の対象となりますが、この基準額についても、現在のWTO政府調達協定の下での基準額と変わるものではありません。

【参考】地方公共団体の調達する物品・サービスに関する義務対象：20万SDR（現行の円換算で約2,700万円）以上

【参考】関連リンク：分野別ファクトシートの「地方公共団体」

Q.14 著作権の保護期間が延長され、青空文庫のような過去の著作物の利用が妨げられるのではないのでしょうか。

A. 保護期間の延長は、国際的な制度の調和に加え、保護期間の延長によって新たな創作活動や新たなアーティストの発掘・育成が可能となるなど、文化の発展に寄与する面があるものと考えられます。

既に保護期間が切れているものについては、さかのぼって保護期間が延長されるわけではないため、引き続き利用が可能ですが、保護期間内にあるものについては、保護期間が延長されるため、その利用に当たっては、原則どおり、権利者の許諾を得ることが必要となります。

著作物等の保護期間の延長に伴い、権利者不明の著作物等の増加が予想されるため、その利用の円滑化の方策について、引き続き積極的に検討を行います。

【参考】OECD加盟国34カ国中、保護期間が著作者の死後70年未満であるのは、日本、カナダ、ニュージーランドだけです。

【参考】関連リンク：分野別ファクトシートの「知的財産分野」

Q.15 著作権等侵害罪が非親告罪となり、パロディやコミックマーケットなどの二次創作が委縮してしまうのではないのでしょうか。

A. TPP協定では、権利者が市場において被害を受けない場合は非親告罪化の対象としないなど、非親告罪とする範囲を限定することが認められており、二次創作活動が委縮しないよう、適切な制度を検討していきます。

【注】非親告罪：被害者の告訴なく検察官が公訴を提起することのできる罪

【参考】関連リンク：分野別ファクトシートの「知的財産分野」

Q.16 著作権等の侵害及び商標の不正使用に関し、法定の損害賠償制度が導入され、実際の被害額より高額な賠償額が課されるのではないのでしょうか。

A. 日本の損害賠償制度においては、与えた損害を賠償することが原則となっています。制度整備に当たり、法定の損害賠償制度については、この原則を考慮し検討を行っていきます。

【参考】法定の損害賠償については、侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額を定め、及び将来の侵害を抑止することを目的として定めることがTPP協定上求められています。

【参考】関連リンク：分野別ファクトシートの「知的財産分野」

Q.17 ゆうちょ銀行やかんぽ生命に影響がありませんか。

A. TPP協定によってゆうちょ銀行やかんぽ生命の制度変更は行われなため、影響はありません。

【参考】関連リンク：分野別ファクトシートの「金融分野」

Q.18 TPP協定で定められていなくても、保険や食品安全など、アメリカと二国間で日本に都合の悪い約束をさせられているではありませんか。

A. TPP交渉と並行して行った非関税措置に関する日米並行交渉の結果は、これまでの日本の取組や今後の取組を確認するものであり、ご懸念のような内容のものではありません。

【参考】関連リンク：保険等の非関税措置に関する日米並行交渉に係る書簡(概要)

Q.19 自動車の安全基準が引き下げられませんか。車検制度が変わると聞きましたが本当ですか。

A. TPP交渉と並行して行った自動車に関する日米並行交渉の結果は、国際基準と調和していない一部の日本の基準について、対応するアメリカの基準の方が同等以上に厳格であると日本側が認める場合に限り、その基準に適合した自動車を日本の基準にも適合しているとみなすことにしており、日本の安全基準を引き下げるものではありません。車検制度を変更することはありません。

【参考】関連リンク：分野別ファクトシートの「国土交通分野」

Q.20 国有企業に関する規律が設けられ、独立行政法人が行う公共的な事業に制約が生まれるのではないのでしょうか。

A. TPP協定による国有企業に関する規律は、主として商業活動を行っている企業に対象が限定されていますので、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から必要な事業を行っており、利益を得ることを目的とした商業活動を主として行ってはいない独立行政法人は、規律の対象外となります。

なお、国有企業が国内で提供するサービスは、国有企業に対する優遇措置の規律等の対象になっていませんので、国有企業が公共上の見地から国内で行う事業が影響を受けることはありません。

【参考】関連リンク：TPP協定国有企業および指定独占企業章の概要・条文の概要

Q.21 関税はTPP協定発効後に再協議され、更に引き下げられるのではないのでしょうか。

A. TPP交渉は、関税だけではなく、多くの分野について同時並行で交渉を行い、全体のバランスの上に合意に至ったものであり、今後、仮に発効後に協議を行う場合にもバランスを崩すことのないように対応を行う必要があり、日本だけが一方的に譲歩することは考えられません。

なお、再協議に関する規定は、通常通商協定には定められている一般的なルールです。

【参考】関連リンク：TPP内国民待遇及び物品の市場アクセス章の概要・条文の概要